

医師国保とっとり

鳥取県医師国保組合発行

発行人 長田 昭夫

〒680 - 8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会館内

電話 (0857)27 - 5565

第110回通常組合会開催



1. 開催日時 平成17年8月6日(土)
午後3時
2. 開催場所 鳥取県医師会館
鳥取市戎町
3. 議員の総数 30名
議決権の総数 30個
4. 出席議員の数 22名
この議決権の数 22個
5. 決定事項
 - 1) 平成16年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件(承認決定)
 - 2) 平成16年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件(承認決定)
6. 会議の状況
事務局による資格確認(組合会議員30名中22名出席)の後、議事録署名人に生駒義人、神鳥高世両議員を選出した。

< 理事長挨拶 >

理事長の長田でございます。大変お暑い中、御参集いただきましてありがとうございます。既に皆さん御存じのとおり、国民健康保険組合というのは、大きく分けると、医師、歯科医師、薬剤師が集まった国保組合、それから建設関係の従事者でつくっている33の組合、それから市場従事者あるいは職員関連の従事者などが集まっている組

合と大体3つのグループに分けられるわけでございます。その3つの分類の中でも状況のいいところと悪いところがございます。今言った全部の国保組合を合わせたものが全協、それから医師の国民健康保険組合をまとめたものが全医連となっております。それぞれブロック会議もございまして、先日役員が出席したところでございますし、全医連の理事会には私も出席させていただきながら、状況をいろいろと勉強しているところでございます。今日はいろいろな御意見を出していただきまして、この組合がどうあるべきかについていろいろと御検討いただきましたらありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。



< 平成16年度事業報告 >

岡空常務理事が説明。
組合会2回、理事会3回、監事会2回開催し、保健事業を実施しています。
対外的には全医連(全国医師国民健康保険組合連合会)、全協(全国国民健康保険協会)の総会、協議会、研修会等に参加した。
財政状況、給付状況等は、別記資料をもとに説明、賛成多数で承認された。

< 平成16年度歳入歳出決算 >

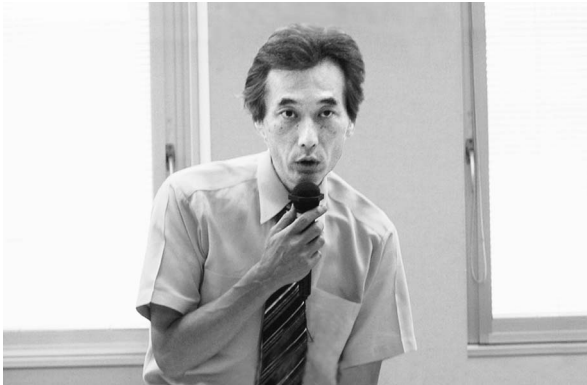
岡空常務理事が説明。
予算組合会の時も議論があった老人保健拠出金

が127,271,493円（平成14年度が7,400万、15年度が5,380万）の賦課がかかったことを説明。

歳入決算額が488,383,511円、歳出決算額が381,759,193円、歳入歳出差引残額が106,624,318円で、単年度としては赤字が2,600万余りであった。

その後、事項別明細書を参照して項目ごとに説明し、石田監事による監査報告がなされた。

質 疑



(野坂組合議員)

21番、野坂です。資料を配布頂いていますので、これを見ながら質問をさせていただきます。先程、岡空常務理事から説明を頂いた中で、既にいろいろ答えを頂いたとは思いますが、確認のために再度お願い致します。

最初に1番ですが、繰入金5,089万2,000円に関してですが、昨年度の補正予算の時には国庫支出金の部分が4,000万増えるという話はなかったと思うのですが、単純に考えれば1番の質問のようになると思うのですがいかがでしょう。

(長田理事長)

この件につきましては、岡空常務理事からお答えをしますが、全般を含めまして、2、3、4のご質問にもまた関連すると思えますけれども、一言だけ最初にお答えしておきます。

平成17年6月16日に第45回全国国民健康保険組合協会に副議長として出席いたしました。総論につきましては、国保組合も非常に難しい時期であるということ、いわゆる政府の誘導政策に引き込まれるような格好になるなという事、そして、組合によって差がひどいのでこれをまとめていくのは至難のわざでもあるけれども、やはり皆さん一緒になって頑張っていきたいという議決でございました。

続きまして、先日山口で全医連の中四国ブロックの会がございました。その席におきまして、これも後でお答えがまた重なるかもわかりませんが、いわゆる7割給付の問題につきまして、

岡本理事が代表して説明されました。ただ、全医連が7割に早く統一しないと政府の補助金が減るという単純な考えではなくて、やはり各県で非常に努力しているところと努力していないところがある。その意味においては、7割にしたところはどういう理由でもって7割にしたのかということをご各県から聞きたいという提案でございました。ということは、国の流れだからそうなるのではなくて、やはり我々は、野坂先生も仰っているように2割給付であるいは保険者の立場からいえば、今の我々の治療で保険料の3割負担が2割負担ということも踏まえながら、もうちょっとしっかりした根拠を持った方がいいのではないかという意味でございます。これに対しては非常に反響が強いございまして、非常にタイムリーな質問であったと思っております。全国で統一して、全国医師国保組合をつくる方向なのかそうでないのかということにつきましては、各県で2割給付、あるいは1割給付をされているところもある。ただし東京都のような大きなところというのは、いろいろ会員の差がございますので難しい。そういう統一化の方法が果たして政府への働きかけにいいのか悪いのかという点も、何かいろいろと感じさせられました。

7割給付に関する件につきましては、後で岡本理事にも一言触れてもらいたいと思います。

(岡空常務理事)

それでは、御質問いただきました項目について御説明いたします。

まず第1の御質問で、先ほど野坂先生からお話があったことについてお答えいたします。何でこんなに繰越金とか繰入金とかを作ったかということ、例年に比して多額の老人保健拠出金が賦課され、多額の赤字が予想されました。このようなことを決める時には必ず県の担当課の指導を受けて予算立てをするわけですが、去年の8月7日の組合会で補正をお願いしたと記憶いたしますが、16年度出納では預金取り崩しによる繰入金を5,000万円ほど預金から取ってきたわけですが、初めて取り崩しということをやりました。

それと前年度の繰越金残高を9,000万ほど入れて、両方で1億3,271万9,781円ということで手当てをした結果、歳入歳出差額が1億円余り余ったのだけでも、単年度は2,600万の赤字だったのだということを強調します。これがなければ赤字になったのだと自分なりに考えております。

それから、国庫からの4,000万の増加というのは、医療費の動きによって国庫から出てくる金額

が変わってきますので、特にその単年度だけではなくて、前年度分が次の年度が始まってだいぶんしてから、こちらから報告した分に対して国が決めるということがございますので、多少ずれ込んだりしますので、こちらでも予想できないような収入、あるいは予想しなかったほどの支出ということが出てくるということをお説明しておかなければと思っている次第です。

(野坂組合議員)

そのことで、国庫拠出金は例年7,000万から7,600万だったところが平成16年度に1億1,400万に増えた事については、今の先生の説明では理解できないのですが、15年度に何か鳥取県医師国保で格段支出するような状況があったから16年度は国庫支出金がこれだけ増えたということなのですか。

(岡空常務理事)

それは、例えば私たちだけの国保組合の収支状況だけでなく計算方式みたいになっておりまして、老人保健の原資は各国保組合から拠出しているけれども、拠出金や国庫支出金などからなる基金をもとに保険者の形をなくしているの、それが足らなかった時には増えるというような仕組みになっているのではないかと思います。

昨年度、全協からFDをいただいて、それに過年度のいろんな数値を代入しますと数字が出るような方式が送られてきてまして、大体それに沿っていくと妥当な数字が予想できるようになってきました。とにかく国、厚労省で決められた算式によってコンピューターではじき出すという状況です。非常にあいまいな答えですが、決められた額だったということがございます。

(野坂組合議員)

そういうこともあって資料2を事務局の方につくってもらいました。平成12年から17年までの歳入の数字、それと平成12年から16年までの歳出の推移です。国庫支出金の部分を見ますと、7,500万、7,000万、7,600万、7,400万ですが平成16年だけ1億1,400万です。先ほどの先生が言われる支出の部分では老人保健拠出金が6,000万、7,000万、7,400万、5,000万が1億2,000万。鳥取県医師国保はこういう事に対して予想がつかず請求がきたからお金を繰り入れて何とかやり繰りをしたということですか？ すごく大変だったのだなと思うのですが、例えば市町村なんかでも同じような事が起きていたわけでしょうか。市町村国保とかは、お金がない時にはどうしているのでしょうか。

(岡空常務理事)

市町村の方はどうしたかはちょっと知りませんが、この老人保健拠出金というのは軒並み、他の例えば中国四国の医師国保はみんな高かったのです。この度はどこも巨額になったということに慌てていたようです。

(野坂組合議員)

細かいことを言いますが、結局、国はそういう部分を含めて支出金を増やしているわけでしょう。

(岡空常務理事)

どうもそうみたいです。ですから国庫支出金の中には老人保健拠出金補助金とかいう項目もございます。だから、これはたくさん出したならば出したで、また払ってくれると思ったりしたわけですが。

(野坂組合議員)

例えがおかしいかもしれませんが、僕が白血病になって入院して1億円の医療費を1年間で作ったとします。そうした時に医師国保ではお金がない。国は恐らくその部分を医師国保の請求の中を見ながら白血病の患者のための支出を増やしてたりしているのではないかなと思うのですが、そこら辺がそういう部分の数字なのか、そういう具体的な症例はなくても、今回これだけぼんと上がったのは、いわゆる制度改革によるものとか、そういう点についてはどうでしょうか。

(岡空常務理事)

いや、制度改革といいますよりも、例えば我が国保組合としては3月末で一応締め切りました。ですけども確定申告できる状態というのは5月末ごろなのです。それを今度は国に報告します。それを国が取り入れて、結局それに対する補助金を出すというのがずれ込んでいくので、どうしてもちょっと多くなったり少なくなったりするのが年度ときちと合わない場合もあるみたいです。当然健保組合だってそうでしょうけども、自分たちの出したお金だけで、自分たちが払うだけでいうのではないものですから、非常に動きというか、予想のつかない、支出もあれば収入もずれ込んでくるということがございます。

(伊藤議長)

それでは、時間もだんだん押し迫ってまいりましたが、3番、4番、そして最後のところまで、野坂先生の御質問をお願いします。

(野坂組合議員)

まず繰越金に繰り入れられなくてずっと追加されている理由をお願いします。

(岡空常務理事)

これは、私が常務理事をお引き受けするまでの数年間を見ておりましたら、差し引き残高が5,000万ちょっとオーバーぐらいと思っていました。その半分を次年度の初めの運営資金みたいなものに入れて、半分を何らかの形で準備金に繰り入れているのだと思っておりましたが、その頃から特別新しい事業を思いついたわけでもございませんし、同じような約束事のとおりやっておりましたが、全部繰り入れてやって、やっといけるという状況になってきました。その上、16年度は準備金まで取り崩さなければいけないような状態になってきて、国保組合だけでなしに健保組合もですが、いろんなこともひっくるめて、経済状況が悪くなったということは言えると思います。

(野坂組合会議員)

分かりました。特に組合としてお金を回していくときに、そこにお金を置いておかないと足りなくなる、赤字で組合会計が回らなくなるといけないから、ここに置いておられるということで良いですね。

(岡空常務理事)

はい。それで全額入れておかないと、回らないようになるというか、1年間の予算立てができないような状況になってきたということで、ほとんど全額を繰越金に残しております。それまでは先生が御指摘のように大体2,500万ぐらいでいけていたのですが、状況が変わってきました。

(野坂組合会議員)

3番と4番については、先ほど長田理事長の方から全協あるいは全医連中四国ブロックの話がありましたので、大体のことは分かりました。5番に行きます。鳥取県医師国保の「国保しおり」というのが、給付が1割の時代のものですけども出てきて、これからも作っていかれるのかということ。それと新規の開業医の先生が国保に入る時に使われる資料としてはどういう対応をされるかというようなことを5番のところに書きました。よろしくをお願いします。

(岡空常務理事)

実は数年前からこれは頻繁に出した方がいいなと思っておりましたけれども、作成した時に制度がまたがらっと変わっていくという恐れがあったものですから、資料は集めておりますけど、もう少し制度がある程度固まった時点だと思っていたのが5年間新しく作っていないというふうになっています。

(野坂組合会議員)

作るのにどれくらいかかるのか、例えば経費節約のためにはインターネット上に置いておいて、逐次更新で最新のをダウンロードするという方法ではダメでしょうか。

(岡空常務理事)

PDF等で準備しています。そのままでもいいところはそのまま。訂正があるものは直して電子保存ということかどうかわかりませんが、出せるようには準備はしております。

(長田理事長)

一言追加します。以前にあった医師国保に関するニュースというのは、医師会報にその欄があったということでございますけれども、ちょっときめ細かく出せるようにということで「医師国保とっとり」を作りました。ですからこういうしおりにつきましてもタイムリーに出していかなければいけませんから、それを念頭に置いて、これからも進めていったらと思っています。

(岡空常務理事)

それから、御質問の中に鳥取県医師国保のように黒字というか、赤字でなかった組合ばかりでなく赤字の医師国保組合もあるのになぜ当組合は赤字にならなかったのかと思って、中四国ブロックの賦課状況とか保険料の状況というのをいろいろ調べてみました。

そうしますと、別に鳥取県医師国保が他県の医師国保よりもたくさん皆さんから集めているわけでもないです。1人当たりは同じぐらいです。

結局そうするとかかった医療費が少なかったのかもしれないと思ったわけですが、人数は広島などに比べると非常に少ない。幸いにお金のかかる病気も少なかったのかなと思います。

しかし、このことは逆に非常にお金のいる病気にかかる途端に赤字になるということになりますので、そういった意味で今後のことを考えていかなければいけないと思います。

今、医師会も医師会費をどうするかということで検討されておりますが、医師会の場合は均等割の部分が多くなってもいいわけですが、保険料の性格上、均等割主体というわけにもいかないのではないかと。ただ、広島県医師国保組合は均等割なのです。それで、広島というのはいまだ原爆とかいろんなことで何かあるのかもわかりませんが、ですから当面は私の考えとしては、やはり国保、社保とも収入を自主申告していただいて、それをもとにして従来どおりの方法で賦課するのか、あるいは医療費による収入だけでいいのかなと、そ

ういったようなことを考えています。どっちにしても今までどおりのことをやっておいて、もっと十分時間をかけて新しい賦課方法を審議するのが一番妥当な線かと思っております。そういった意味で、今後は臨時理事会をやって、来年度にはつないでいかなければと思っております。

(岡本議員)

野坂先生、もういいと言われたのですが、一言だけ。

4番の質問ですが、これは中四国医師国保組合連絡協議会で私が質問してきたのですが、先生が仰いますとおり、私も2割負担から3割負担になることが非常におかしいと思っていたのです。我々もつい2年前の冬にあれだけの闘争をしたわけです。それが舌の根も乾かぬうちにこういうふうな「政府の言うとおりでですよ」というのは非常におかしいのではないかなという考えをずっと持っていましたので、私が理事長にお話しをいたしましたら、「ちょっと反発は来るけど出してみますか」ということで出した議題です。先生も同じお考えをいただきまして、非常に私は心強い思いがいたしました。

ただ、この先どういうふうになっていくかというのは非常に不透明でございまして、最近、新聞紙上等で言われているのは、逆に医師会だけが非常に負担も少なくて済むためにいわゆる富裕組合ではないかという不満、不平が出てくるような社会情勢ですよね。それに対して、もう少し強く2割を主張していけという御意見もいただいておりますので、そのことは十分踏まえて、今後対応していかなければいけないのではないかと考えています。まことに同じ考えではないかなと感謝しております。以上でございます。

(長田理事長)

時間をとって申しわけございません。

先日、全医連理事会がありました。その場で今度国保問題検討委員というのを選ぶという話で、中四国からは常務理事から長く慣れている人を選出してほしいということがございました。でも、やはり新しい観点からきちっと考えを言える人を集めて国保問題全般として協議するべきではないかということを一言言ったわけでございまして、ただ今のお話で、こういう小さい県は一つ大きなことが起きると、がばっとお金が必要となります。そういう状況が他の国保を見ましても起こっておりますので、やっぱり全体の流れの中で合わせなければいけないところもあるのだけでも、国民の視点ということから考えると我々も矛盾を考えな

がらも、ある程度思いはちゃんと言っていかなければいけないというのが先程の岡本議員のお答えであります。ちょっと追加しておきます。

(伊藤議長)

ありがとうございます。

野坂先生の質問を通して、かなりの部分が浮かび上がってきて、少しは皆様にも御理解できたかと思えます。

ちょうどいい時間にもなりましたけども、最後にもうお一方でも、御質問があればお受けしたいと思えますが。



(栗原議員)

28番、西部医師会の栗原でございますが、一つお尋ねしますが、自家診療というのはどの程度のパーセントを占めているのかということと、自家診療をやって特別、支出が増えた等の問題はないのかということをお教えいただけませんか。

(岡空常務理事)

パーセントで自家診療部分とそうでない部分を出すのは非常に難しいのですよね。それと、ちょっと変だなと思うレセプトが出てきてもなかなか言いにくいので、「資料だけはきちっとしておいてください」とは言っていると思うのですが、実際には動いておりません。

(長田理事長)

こういう場で言うてはなんでございまして、非常に医者として恥ずかしいような自家診療をなさっているのも事実でございます。それをチェックして自浄作用をしようかといっても難しい。毎日診療しているような請求を出す方などいろいろあるのです。だから、我々はやっぱり一生懸命になって、みんなで力を合わせていい組合にしなければいけないのだけど、そういうこともあるということをお頭にちょっと入れておいていただいて、うまく運営していかないといけないと思っております。

(岡空常務理事)

いま事務方でざっと計算したのですが、17%増

ぐらいになったとみられます。

(栗原議員)

ありがとうございます。

(伊藤議長)

よろしいでしょうか。

執行部の方もそのように努力しながら運営をう

まくやろうということをしておられますので、ぜひ我々としても組合会の皆様も御理解願ひまして、今後とも御指導をお願いしたいと思います。

それでは、これもちまして第110回通常組合会を閉会致します。ご協力有り難うございました。

議案第1号 平成16年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件
平成16年度事業報告

1. 平成16年度医師国保事業実施状況

区分	実施年月日	実施事項	備考
組合会 (2回開催)	16. 8. 7	第108回通常組合会 1) 平成15年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件 2) 平成15年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件 3) 平成16年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出補正予算(案)について議決を求める件	米子市久米町米子全日空ホテル
	17. 3. 10	第109回通常組合会 1) 平成17年1月末現在鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について 2) 平成17年度鳥取県医師国民健康保険組合事業計画(案)に関し議決を求める件 3) 平成17年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出予算(案)に関し議決を求める件	米子市久米町米子全日空ホテル
理事会 (3回開催)	16. 7. 15	第1回理事会 1) 4/22全医連代表者会出席報告 2) 6/10全協総会出席報告 3) 6/5平成16年度全協中国四国支部総会出席報告 4) 第108回通常組合会の招集について 5) 第108回通常組合会付議事項について (1) 平成15年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について (2) 平成15年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について (3) 平成16年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出補正予算について 6) 自家診療について	鳥取市戎町鳥取県医師会館
	16. 12. 16	第2回理事会 1) 7/24中国四国医師国保組合連絡協議会出席報告について 2) 10/29第42回全医連出席報告について 3) 11/19全医連事務長連絡会出席報告について 4) 12/2全協被保険者決起大会出席報告について 5) 諸会議の開催について 6) 予算について 7) 自家診療の現況について	同上
	17. 2. 24	第3回理事会 1) 平成16年度医師国保事業の現況について 2) 2/24 第2回監事会報告 3) 第109回通常組合会開催について 4) 第109回通常組合会付議事項について (1) 平成17年1月末現在鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について (2) 平成17年度鳥取県医師国民健康保険組合事業計画(案)について (3) 平成17年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出予算(案)について	同上
監事会 (2回開催)	16. 7. 15	第1回監事会 1) 平成15年度鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について 2) 平成15年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について 3) 財産目録及び預金証書等の管理状況について	同上
	17. 2. 24	第2回監事会 1) 平成17年1月末現在事業状況について 2) 平成17年1月末現在収支状況について 3) 財産目録及び預金証書等の管理状況について	鳥取市戎町鳥取県医師会館
保健事業	(随時)	健康診断(人間ドック・ミニドック)の助成金交付 地区医師会主催の平成16年度保健事業の助成金交付	

《全医連関係》

区分	実施年月日	実 施 事 項	備 考
全 医 連	16. 10. 29	第42回全国医師国民健康保険組合連合会 ・代表者会議 ・全体協議会 1. 代表者会議の結果報告及び承認事項 2. 決議 3. 研究発表 4. 講演	宇都宮市 ホテル東日本宇都宮 関東甲信越ブロック当 番担当 栃木県医師国保組合
中 四 国 ブ ロ ッ ク (全 医 連)	16. 7. 24	平成16年度中国四国医師国民健康保険組合連絡協議会 ・代表者会議 ・全体会議 1. 議 事 1) 平成15年度事業報告 (島根県) 2) 平成15年度決算報告 (島根県) 3) 次期当番県の決定について 山口県に決定。 4) 全国医師国保組合連合会理事 (2名) の推薦について 2. 協 議 1) 給付割合 (7割給付) について (島根県) 2) 給付割合変更にともなう、その他給付の変更等について (広島県) 3) 付加給付について (岡山県、高知県) 4) 自家診療および附加給付について (徳島県) 5) 被保険者証のカード化について (香川県) 6) 職員に対する諸規程について (香川県) 7) 所得調査について (愛媛県)	高松市 サンポート高松 担当 香川県医師国保組合

《全協関係》

区分	実施年月日	実 施 事 項	備 考
全	16. 6. 10	第43回全協通常総会 1) 平成15年度事業報告について 2) 平成15年度一般会計収支決算について 3) 平成15年度研修事業等特別会計収支決算について 4) 平成15年度高額医療費共同事業特別会計収支決算について 5) 役員の選任について 6) 第45回通常総会の開催地について	浦安市 シェラトン・グランデ・ トーキョーベイ・ホテ ル 担当 関東支部
	16. 12. 2	全協被保険者決起大会	東京自由民主党本部
協	17. 3. 11	第44回全協通常総会 1) 平成17年度事業計画について 2) 平成17年度会費について 3) 平成17年度一般会計収支予算について 4) 平成17年度研修事業等特別会計収支予算について 5) 平成17年度高額医療費共同事業特別会計収支予算について 6) 補欠役員の選任について 7) 会長代理の選任について 8) 任期満了に伴う役員の改選について	東京明治記念館
中 四 国 ブ ロ ッ ク (全 協)	16. 6. 5	平成16年度全協中国四国支部総会 1) 平成15年度事業報告について 2) 平成15年度収支決算報告について 3) 平成15年度収支決算剰余金処分について 4) 平成16年度事業計画について 5) 平成16年度収支予算について 6) 平成16年度会費について 7) 役員改選について 8) 第45回通常総会開催について	高知市 桂浜荘 担当 高知県医師国保組合
修 会 (全 協)	16. 6. 5	平成16年度全協中国四国支部委託研修会 1) 国保をめぐる諸情勢 2) 特別講演	同 上

2. 被保険者数の推移 (平成16年4月～平成17年3月)

年 月	組 合 員	准組合員	家 族	計	前年同期	第2号被保険者数	特定被保険者
15年度末	513	321	1,035	1,869	1,828	635	287
16. 4	514	318	1,032	1,864	1,829	631	298
5	511	322	1,024	1,857	1,833	635	300
6	512	319	1,027	1,858	1,829	638	311
7	511	317	1,027	1,855	1,831	638	314
8	514	322	1,034	1,870	1,833	648	316
9	516	323	1,033	1,872	1,841	652	316
10	516	325	1,041	1,882	1,852	656	323
11	517	331	1,049	1,897	1,849	658	326
12	519	332	1,050	1,901	1,853	667	320
17. 1	518	338	1,052	1,908	1,850	670	343
2	518	337	1,053	1,908	1,846	675	344
3	522	339	1,066	1,927	1,869	681	337
計	6,188	3,923	12,488	22,599	22,115	7,849	3,848
平 均	516 (512)	327 (317)	1,041 (1,014)	1,883 (1,843)		654 (620)	321
構 成 比	27.4%	17.4%	55.3%	100%		34.7%	

() 内の数 前年度の平均人数

(参考) 年次別被保険者数

年 度	年 間 平 均					年 度 末 現 在 数				
	組 合 員	准組合員	家 族	計	指数%	組 合 員	准組合員	家 族	計	指数%
平成12	492	258	984	1,734	100.00	498	272	997	1,767	100.00
13	501	271	987	1,759	101.44	507	280	1,018	1,805	102.15
14	510	297	1,023	1,830	105.54	509	301	1,018	1,828	103.45
15	512	317	1,014	1,843	106.29	513	321	1,035	1,869	105.77
16	516	327	1,041	1,883	108.59	522	339	1,066	1,927	109.05

3. 財 政 状 況

(1) 国民健康保険料賦課徴収状況

(単位：円)

保険料算定額	災害等による減免額	増 減	保険料調定額	保険料収納額	未 収 額
231,394,000	0	3,775,500	235,169,500	235,169,500	0

(2) 国庫支出金交付状況

(単位：円)

区 分	第1・四期分	第2・四半期分	第3・四半期分	第4・四半期分	計 (決算額)	平成15年度決算額
事 務 費 負 担 金	956,000			1,208,674	2,164,674	2,185,779
療 養 給 付 費 補 助 金	6,362,000	9,543,000	9,543,000	34,230,994	59,678,994	45,425,787
老人保健医療費拠出金補助金	9,840,000	9,840,000	9,840,000	12,948,964	42,468,964	18,312,481
介 護 納 付 金 補 助 金	1,968,000	1,968,000	1,968,000	2,900,598	8,804,598	6,961,022
組 合 特 別 調 整 補 助 金				209,000	209,000	160,000
出 産 育 児 一 時 金 補 助 金	375,000			375,000	750,000	900,000
高 額 医 療 費 共 同 事 業 補 助 金			555,000		555,000	169,000
特 別 対 策 費 補 助 金						735,000
計	19,501,000	21,351,000	21,906,000	51,873,230	114,631,230	74,849,069

(3) 収支決算状況

(収 入)

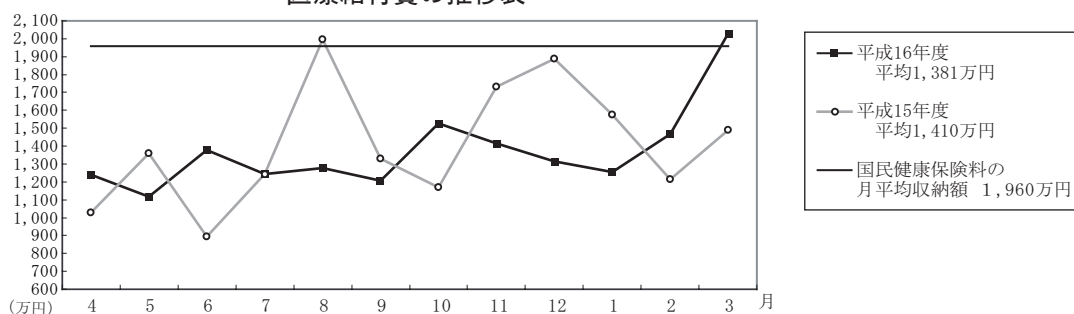
科 目	予算現額	収入決算額	被保険者1人 当たり決算額
1. 国民健康保険料	231,394,000	235,169,500	124,891
2. 国庫支出金	73,986,000	114,631,230	60,877
1) 事務費負担金	2,186,000	2,164,674	1,150
2) 療養給付費補助金	36,211,000	59,678,994	31,693
3) 老人保健医療費補助金	25,600,000	42,468,964	22,554
4) 組合特別調整補助金	219,000	209,000	111
5) 介護納付金補助金	8,760,000	8,804,598	4,676
6) 特別対策費補助金	30,000	0	0
7) 高額医療費共同事業補助金	230,000	555,000	295
8) 出産育児一時金補助金	750,000	750,000	398
3. 連合会支出金	1,000	0	0
4. 共同事業交付金	10,000,000	5,794,000	3,077
5. 繰入金	50,894,000	50,892,000	27,027
1) 準備金繰入金	50,893,000	50,892,000	27,027
2) 積立繰入金	1,000	0	0
6. 繰越金	90,000,000	81,827,781	43,456
7. その他の収入	450,000	69,000	36
1) 財産収入	300,000	7,930	4
2) 諸収入	150,000	61,070	32
合 計	456,725,000	488,383,511	259,364
年間平均被保険者数 1,883人			

(支 出)

科 目	予算現額	収入決算額	被保険者1人 当たり決算額
1. 総務費	25,940,000	22,528,655	11,964
1) 組合会費	2,100,000	1,298,005	689
2) 総務管理費	23,840,000	21,230,649	11,275
2. 保険給付費	239,400,000	193,016,273	102,505
1) 療養諸費	205,200,000	167,431,445	88,917
2) 高額療養費	11,300,000	6,529,510	3,468
3) 移送諸費	300,000	0	0
4) 出産育児諸費	3,600,000	3,600,000	1,912
5) 葬祭諸費	3,200,000	2,900,000	1,540
6) 傷病手当金	3,700,000	3,508,000	1,863
7) 療養附加金	12,100,000	9,047,318	4,805
3. 老人保健拠出金	127,273,000	127,271,493	67,590
1) 医療費拠出金	126,774,000	126,773,247	67,325
2) 事務費拠出金	499,000	498,246	265
4. 介護納付金	27,500,000	27,230,180	14,461
5. 共同事業拠出金	6,772,000	6,229,000	3,308
6. 保健事業費	6,300,000	4,903,262	2,603
7. 基金積立金	300,000	7,930	4
8. 諸支出金	800,000	572,400	304
1) 償還金及び還付加算金	226,000	0	0
2) 過年度支出金	1,000	0	0
3) 地区医師会事務費交付金	573,000	572,400	304
8. 予備費	22,440,000	0	0
合 計	456,725,000	381,759,193	202,739

収支差引額	106,624,318	被保険者1人当たり決算額	56,625
基金等保有額	206,440,410	被保険者1人当たり決算額	109,634

医療給付費の推移表



議案第2号 平成16年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件
平成16年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算

第1 総括表

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較増減額
1. 国民健康保険料		231,394,000	235,169,500	235,169,500	0	3,775,500
	1. 国民健康保険料	231,394,000	235,169,500	235,169,500	0	3,775,500
2. 国庫支出金		73,986,000	114,631,230	114,631,230	0	40,645,230
	1. 国庫負担金	2,186,000	2,164,674	2,164,674	0	21,326
	2. 国庫補助金	71,800,000	112,466,556	112,466,556	0	40,666,556
3. 連合会支出金		1,000	0	0	0	1,000
	1. 連合会補助金	1,000	0	0	0	1,000
4. 共同事業交付金		10,000,000	5,794,000	5,794,000	0	4,206,000
	1. 共同事業交付金	10,000,000	5,794,000	5,794,000	0	4,206,000
5. 財産収入		300,000	7,930	7,930	0	292,070
	1. 財産運用収入	300,000	7,930	7,930	0	292,070
6. 繰入金		50,894,000	50,892,000	50,892,000	0	2,000
	1. 準備金繰入金	50,893,000	50,892,000	50,892,000	0	1,000
	2. 積立金繰入金	1,000	0	0	0	1,000
7. 繰越金		90,000,000	81,827,781	81,827,781	0	8,172,219
	1. 繰越金	90,000,000	81,827,781	81,827,781	0	8,172,219
8. 諸収入		150,000	61,070	61,070	0	88,930
	1. 預金利子	50,000	2,162	2,162	0	47,838
	2. 雑入	100,000	58,908	58,908	0	41,092
合計		456,725,000	488,383,511	488,383,511	0	31,658,511

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額との比較増減額
1. 組合会費		2,100,000	1,298,006	801,994
	1. 組合会費	2,100,000	1,298,006	801,994
2. 総務費		23,840,000	21,230,649	2,609,351
	1. 総務管理費	23,840,000	21,230,649	2,609,351
3. 保険給付費		239,400,000	193,016,273	46,383,727
	1. 療養諸費	205,200,000	167,431,445	37,768,555
	2. 高額療養費	11,300,000	6,529,510	4,770,490
	3. 移送諸費	300,000	0	300,000
	4. 出産育児諸費	3,600,000	3,600,000	0
	5. 葬祭諸費	3,200,000	2,900,000	300,000
	6. 傷病手当金	3,700,000	3,508,000	192,000
	7. 療養附加金	12,100,000	9,047,318	3,052,682
4. 老人保健拠出金		127,273,000	127,271,493	1,507
	1. 老人保健拠出金	127,273,000	127,271,493	1,507
5. 介護納付金		27,500,000	27,230,180	269,820
	1. 介護納付金	27,500,000	27,230,180	269,820
6. 共同事業拠出金		6,772,000	6,229,000	543,000
	1. 共同事業拠出金	6,772,000	6,229,000	543,000
7. 保健事業費		6,300,000	4,903,262	1,396,738
	1. 保健事業費	6,300,000	4,903,262	1,396,738
8. 基金積立金		300,000	7,930	292,070
	1. 準備金等積立金	300,000	7,930	292,070
9. 諸支出金		800,000	572,400	227,600
	1. 償還金及び還付加算	226,000	0	226,000
	2. 過年度支出金	1,000	0	1,000
	3. 地区医師会	573,000	572,400	600
10. 予備費		22,440,000	0	22,440,000
	1. 予備費	22,440,000	0	22,440,000
合計		456,725,000	381,759,193	74,965,807

歳入決算額 488,383,511 円
 歳出決算額 381,759,193 円
 歳入歳出差引残額 106,624,318 円

個人情報保護法の全面施行に伴う 鳥取県医師国民健康保険組合の対応について

鳥取県医師国民健康保険組合は、個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱業者として、同法律の全面施行に向けた当組合の取り組みが、第1回鳥取県医師国民健康保険組合理事会（平成17年7月14日開催）において協議の結果、了承されました。

ここに、4月1日付で制定する「鳥取県医師国民健康保険組合個人情報保護規定」を掲載します。

鳥取県医師国民健康保険組合個人情報保護規程

制 定 平成17年4月1日

[目的]

第1条 この規程は、鳥取県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、組合の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

[定義]

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報をコンピュータ処理により容易に検索することができるように体系的に構成したもの、又はマニュアル処理により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

3 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この規程において「保有個人データ」とは、組合が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであつて、6ヵ月以内に消去することとなるものを除く個人データをいう。

5 この規程において「電子計算組織」とは、電子計算機及び関連機器を利用して、定められた一連の手順に従って自動的に事務処理を行う組織

をいう。

6 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

[組合の責務]

第3条 組合は、個人情報を取り扱うに当たっては、第1条の目的を達成するために、必要な措置を講じなければならない。

2 組合は、個人情報の保護の重要性を認識し、職員に対し教育及び研修を行い、その指導及び監督に努めなければならない。

[職員等の責務]

第4条 組合の役員又は職員（以下「職員等」という。）は、職務上知り得た個人情報に係る内容を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

2 組合の職員等が故意又は重大な過失により前項の規定に反したときは、それに生じた損害の全部又は一部につき当該職員等は賠償の責任を負うものとする。なお、その職を退いた後も同様とする。

[個人情報保護管理責任者の設置]

第5条 組合は、個人情報の適正な管理及び安全確保を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

2 前項に規定する個人情報保護管理責任者は、理事長とする。

[保有の制限等]

第6条 組合は、個人情報を保有するに当たっては、組合規約に規定する事業を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 組合は、前項の規定により特定された利用の

目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

- 3 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

[適正な取得]

第7条 組合は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

[取得に際しての利用目的の通知等]

第8条 組合は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 組合は、前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

- 3 前二項の規程は、次に掲げる場合については、適用しない。

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

[個人データの適正管理]

第9条 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。

- 2 組合は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の管理のために、必要な措置を講じなければならない。

- 3 組合は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録したものを廃棄しなければならない。

[利用及び提供の制限]

第10条 組合は、あらかじめ本人の同意を得ない

で、第6条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 3 前二項の規程は、次に掲げる場合については、適用しない。

法令に基づく場合

人の生命、身体又は財産の保護に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

[第三者提供を受けるものに対する措置要求及び結合の制限]

第11条 組合は、個人データを第三者に提供する場合において、必要があると認めるときは、個人データの提供を受ける者に対し、提供に係る個人データについて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

- 2 組合は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合による個人データの第三者への提供をしてはならない。

[事務処理の委託]

第12条 組合は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するときは、委託契約書等において、次の各号に掲げる事項について条件を付さなければならない。

再委託の禁止に関する事項

秘密保持の義務に関する事項

目的外使用の禁止に関する事項

複写及び複製の禁止に関する事項

事故報告義務に関する事項

提供資料の返還義務に関する事項

管理状況等について立ち入り調査の実施に関する事項

従業員等に対する個人情報の保護に係る教育・研修に関する事項

前各号に掲げるもののほか、組合が必要と認める事項

前各号に違反した場合における委託契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項

[受託者の責務]

第13条 組合から個人情報を取り扱う事務を受託した者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

[開示]

第14条 組合は、本人から、保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

他の法令に違反することとなる場合

2 次の各号に掲げる者は、本人に代わって開示請求することができる。

未成年者又は成年被後見人の法定代理人

開示請求することにつき本人が委任した代理人

3 診療報酬明細書の開示については、別に定める規程による。

[開示請求の方法]

第15条 前条の規定により開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、組合に対して別に定める様式又は次の各号の事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

開示請求者の氏名及び住所

開示請求に係る保有個人データを特定するために必要な事項

前二号に掲げるもののほか、組合が定める事項

2 開示請求者は、組合に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人データの本人又は代理人であることを証明するために必要な書類で組合が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 組合は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることとし、開示請求者が補正を行わない場合は、当該開示請求に応じないことができる。

[開示請求に対する決定]

第16条 組合は、開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人データの全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)又は開示しない旨の決定(第20条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 組合は、前項の決定(以下「開示決定等」という。)をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 組合は、やむを得ない理由により、第1項に定める期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、組合は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

4 組合は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人データの全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

5 組合は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る保有個人データに組合以外の者との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめこれらの者の意見を聴くことができる。

6 組合は、開示請求に係る保有個人データに開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外の者に対し、開示請求に係る保有個人データが記録された文書の表示その他組合が定めた事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 組合は、前項の規定により意見書の提出の機

会が与えられた開示請求者以外の者が当該保有個人データの開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、組合は、開示決定後直ちに当該意見書を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

[開示の方法]

第17条 保有個人データの開示は、組合が、前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は組合に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人データの本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で組合が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 保有個人データの開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等適切な方法により行う。

3 前項の視聴又は閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、組合は、当該保有個人データに係る文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人データが記録されたものの写しによりこれを行うことができる。

[個人情報の存否に関する情報]

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、組合は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

[訂正]

第19条 組合は、本人より、保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正を行うものとする。

2 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

[訂正請求の方法]

第20条 前条の規定に基づき訂正請求しようとする者は、組合に対して、次の各号に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない

い。

訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
訂正をしようとする保有個人データを特定するために必要な事項

訂正請求を求める内容

前三号に掲げるもののほか、組合が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、提出請求について準用する。

[訂正請求に対する決定]

第21条 組合は、訂正請求があった日から三十日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対して、訂正請求に係る保有個人データを訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第20条第3項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 組合は、前項の規定による訂正する旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該訂正請求に係る保有個人データを訂正したうえ、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

4 組合は、第1項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5 第16条第3項及び第5項の規定は、訂正請求等について準用する。

[利用停止]

第22条 組合は、本人より、保有個人データが次の各号に該当するという理由によって、当該各号に定める措置を求められた場合にあつて、その求めに理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、当該保有個人データの利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置をとるときは、この限りではない。

第 6 条及び第 7 条の規定に違反して収集されたとき、又は第10条の規定に違反して利用されているとき、当該保有個人データの利用の停止又は消去

第10条及び第11条の規定に違反して提出されているとき、当該保有個人データの提供の停止

- 2 第14条第 2 項の規定は、利用停止請求について準用する。

[利用停止請求の方法]

第23条 前条の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、組合に対して、次の各号に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

利用停止請求をしようとする保有個人データを特定するために必要な事項

利用停止請求の趣旨及び理由

前三号に掲げるもののほか、組合が定める事項

- 2 第15条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止申出について準用する。

[利用停止請求に対する決定]

第24条 組合は、利用停止請求があった日から30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対して、利用停止請求に係る保有個人データの利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第23条第 2 項において準用する第15条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 組合は、前項の規定による利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止請求に係る保有個人データの利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 4 組合は、第 1 項の規定による利用停止をしない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。
- 5 第16条第 3 項及び第 5 項の規定は、利用停止請求等について準用する。

[費用負担]

第25条 この規程による保有個人データの閲覧及び視聴に係る費用は、無料とする。ただし、文書の写し等に要する実費について開示請求者に負担を求めることができる。

- 2 この規程による保有個人データの写し等の送付を受ける者は、送付に要する費用を負担するものとする。

[異議の申し出]

第26条 開示請求者は、開示決定等について不服があるときは、組合に対して、書面により異議の申し出（以下「異議申出」という。）を行うことができる。

- 2 前項の異議申出は、開示請求者が開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行うものとする。

3 第 1 項の異議申出があった場合、組合は、当該異議申出のあった日から原則として14日以内に対象となった開示決定等について再度検討を行ったうえで、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

- 4 組合は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に異議申出に対する回答をすることができないと認められる場合には、30日以内に回答するものとする。

5 第 1 項に規定する異議申出を審議するため、情報公開及び個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）をおく。

- 6 前項に規定する委員会に関する情報については、非開示とする。

[苦情の処理]

第27条 組合は、組合における個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

[委任]

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

医師国保組合からのお知らせ

健康保険適用除外申請について

去る5月31日に、国の会計検査院による「国庫支出金に関する調査」が当組合に対して行われました。

これは、「法人事業所」並びに「個人事業所で常時5人以上の従業員がいる事業所」について、「健康保険適用除外承認書」の「提出状況」「管理状況」「手続き等の周知方法」等の調査でした。

承認を受けずに医師国保へ加入することは違法であり、国庫補助金の補助率に違いがありますので、適切な事務処理を行うよう指導されました。

診療所を法人化される場合、又は常時5人以上の従業員を雇用する場合は、社会保険の強制適用事業所となりますが、管轄の社会保険事務所に「健康保険の適用除外申請」の手続きをし、承認が得られれば、医師国保に引き続き加入することができます。(厚生年金については、強制適用となります。)

上記に該当される場合は、速やかに医師国保へご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、適用除外申請につきましては、今後の加入手続きは下記のとおりといたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

「資格取得届」に新規加入者について記載し、当組合へ提出してください。

「資格取得届」を確認した後、「適用除外申請書」に当組合の証明をしてお送りいたします。

当組合の証明のある「適用除外申請書」を、社会保険事務所へ提出して承認を受けてください。

社会保険事務所から送られてくる「適用除外承認書」のコピーを組合へ提出してください。承認書と取得届を確認の上、保険証を発行いたします。(2つが揃わないと保険証は発行できません。)

以上、保険証がお手元に届くまでに数日を用いますが、事務の適正化を図る為、何卒ご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

詳細につきましては、医師国保組合へお問い合わせください。(0857-27-5565)